

令和7年3月市議会定例会提出予定案件

(議案)

- 1 茨木市副市長選任につき同意を求めることについて
- 2 茨木市有功者を定めることについて
- 3 茨木市有功者を定めることについて
- 4 茨木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び茨木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 5 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 6 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 7 茨木市附属機関設置条例の一部改正について
- 8 茨木市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正について
- 9 茨木市国民健康保険条例の一部改正について
- 10 茨木市企業立地促進条例の一部改正について
- 11 茨木市建築基準法施行条例の一部改正について
- 12 茨木市建築都市行政関係手数料条例の制定について
- 13 茨木市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について
- 14 茨木市青少年野外活動センター条例の一部改正について
- 15 ダムパークいばきた（風の丘ゾーン）の指定管理者の指定について
- 16 令和6年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第8号）
- 17 令和6年度大阪府茨木市財産区特別会計補正予算（第1号）
- 18 令和6年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

- 19 令和 6 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 20 令和 6 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 21 令和 6 年度大阪府茨木市下水道等事業会計補正予算（第 1 号）
- 22 令和 6 年度大阪府茨木市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 23 令和 7 年度大阪府茨木市一般会計予算
- 24 令和 7 年度大阪府茨木市財産区特別会計予算
- 25 令和 7 年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計予算
- 26 令和 7 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 27 令和 7 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計予算
- 28 令和 7 年度大阪府茨木市下水道等事業会計予算
- 29 令和 7 年度大阪府茨木市水道事業会計予算

議案第7号	茨木市副市長選任につき同意を求めることについて	【人事課】
○ 現副市長 あ だち みつ はる 足立 光 晴 令和7年3月30日退任 初就任 令和4年4月1日 1期（任期4年） ○ 選任予定者		
議案第8号	茨木市有功者を定めることについて	【秘書課】
○ 茨木市有功者表彰条例第2条第1項第3号の規定に基づく提案 ○ 前教育長 おか だ ゆう いち 岡田 祐 一 ○ 在任期間 平成28年5月11日～令和7年1月31日（8年8か月）		
議案第9号	茨木市有功者を定めることについて	【秘書課】
○ 茨木市有功者表彰条例第2条第1項第3号の規定に基づく提案 ○ 前固定資産評価審査委員会委員 まつ お やす ひろ 松尾 康 弘 ○ 在任期間 平成14年12月25日～令和7年2月15日（22年1か月） ＜委員長歴：令和2年7月15日～令和7年2月15日＞		

議案第10号	茨木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び茨木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について 【人事課】
○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正等に伴う所要の改正 ・ 主な改正内容 ①茨木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 ・ 時間外勤務の制限について、対象となる範囲を3歳に満たない子のいる職員から小学校就学の始期に達するまでの子のいる職員に拡大 ・ 仕事と介護の両立支援制度に関する事項を追加 - ア 配偶者等の介護が必要となる旨を申し出た職員に対して、制度内容等の周知や制度利用について意向を確認するための面談等を実施 - イ 職員が40歳に達した日の属する年度において、アに規定する事項を周知 - ウ 仕事と介護の両立支援制度の円滑な利用に向け、研修の実施や相談体制を整備 ②茨木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正 ・ 部分休業の承認について定める規定において、引用する法律の条ずれを改正 ・ 施行日 令和7年4月1日	

議案第11号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	【人事課、水道総務課】
○ 令和6年人事院勧告等に基づく国家公務員の給与改定等に伴う所要の改正 ・ 主な改正内容 〈一般職の職員の給与に関する条例〉 ①地域手当の率（10％）を段階的に引き上げ 令和7年度：11％→令和8年度：12％ ②通勤手当の支給限度額（月5.5万円）を月15万円に引き上げ ③扶養手当の改定 段階的に配偶者に係る手当（月6,500円）を廃止し、子に係る手当の1人あたり月額（10,000円）を引き上げ 配偶者：令和7年度 3,000円→令和8年度以降 廃止 子：令和7年度 11,500円→令和8年度以降 13,000円 ④管理職員特別勤務手当の改定 平日深夜勤務に対する手当の対象時間（午前0時～午前5時）を午後10時～午前5時に拡大 ⑤定年前再任用短時間勤務職員に新たに住居手当を支給 ⑥給料表の改定 6級（課長級）以上について、上位級の給料額が下位級の額を下回らないよう職責に応じた給料表に改定 ・ 関係条例の一部改正 - 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 - 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 - 職員退職手当条例の一部改正 - 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 ・ 施行日 令和7年4月1日		

議案第12号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について 【法務コンプライアンス課】
○ 刑法等の改正に伴う所要の改正 ・ 改正内容 「懲役」及び「禁錮」が「拘禁刑」に一本化されることに伴う文言の整理 ・ 関係条例の改正 ①茨木市有功者表彰条例 ②茨木市情報公開・個人情報保護審査会条例 ③茨木市行政不服審査会条例 ④茨木市個人情報の保護に関する法律施行条例 ⑤一般職の職員の給与に関する条例 ⑥茨木市職員退職手当条例 ⑦茨木市生活環境の保全に関する条例 ⑧茨木市ラブホテル建築等規制に関する条例 ⑨茨木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 ⑩茨木市消防団員退職報償金の支給に関する条例 ⑪茨木市消防功労章条例 ⑫行進及び集団示威運動に関する条例 ・ 施 行 日 令和7年6月1日	

○ 附属機関の新設及び廃止を行うための所要の改正

・ 改正内容

①新たに設置する附属機関

地域公共交通会議

- ・ 担 任 事 務 道路運送法に基づく地域の実情に応じた旅客輸送の確保その他の旅客の
利便の増進を図るために必要な事項についての協議に関する事務
- ・ 構 成 員 30 人以内（一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者、
地域住民若しくは利用者の代表者又はその指名する者、学識経験者ほか）
- ・ 任 期 2 年

②廃止する附属機関

認知症初期集中支援チーム検討委員会

- ・ 施 行 日 令和7年4月1日

議案第14号	茨木市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正について 【福祉総合相談課】
○ 介護保険法施行規則の改正に伴う所要の改正 ・ 主な改正内容 職員配置基準の柔軟化を図るため、職員に係る基準及び員数を定める規定を改正 ① 非常勤職員の勤務時間が常勤職員の勤務すべき時間に相当する場合、高齢者の総合相談等の実施に必要な職員配置基準を満たすことができる旨を追加 ② 複数の地域包括支援センターが所管する各区域を1つの区域とみなすことにより、区域全体で必要な職員の必要数が充足していれば、各センターの職員配置基準を満たすことができる規定を追加 ・ 施 行 日 公布の日	
議案第15号	茨木市国民健康保険条例の一部改正について 【保険年金課】
○ 国民健康保険法施行令の改正に伴う所要の改正 ・ 改正内容 低所得者の保険料の軽減判定に係る所得基準の引上げ ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗ずる金額を改正 (現行) 295,000円 → (改正後) 305,000円 ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗ずる金額を改正 (現行) 545,000円 → (改正後) 560,000円 ・ 施 行 日 令和7年4月1日	

議案第16号	茨木市企業立地促進条例の一部改正について	19頁参照	【商工労政課】
○ 奨励金の交付対象等を見直すための所要の改正 ・ 主な改正内容 ① 条例名を「茨木市地域中核企業立地促進条例」に改正 ② 対象者及び額を定める規定を改正 - ア 新たな土地の取得及び建物の新設を行う場合の奨励金の対象者を、市内の企業等（物流業は市内に本社機能を有するもののみ）から市内に本社機能を有する企業等に限定（既存事業者及び学校法人のうち大学・短期大学を除く） - イ 一会計年度における奨励金の上限額を1億円と規定 ③ 対象設備の要件を改正 - ア 立地、建替え等に伴って導入するものに限定 - イ 償却資産の取得額について、合計5,000万円以上を3,000万円以上に改正 ④ 交付期間を5年間から3年間に改正 ・ 施行日 令和8年1月1日			

議案第17号	茨木市建築基準法施行条例の一部改正について	【審査指導課】
○ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の改正に伴う所要の改正 ・ 主な改正内容 ①住宅等の省エネ基準の適合義務化により、完了検査にあわせて省エネ基準適合検査をする場合の手数料を追加 ア 建築物の用途が一戸建ての住宅 ・ 建築物の床面積が200㎡未満 7,400円 ・ 建築物の床面積が200㎡以上 8,200円 等 イ 建築物の用途が共同住宅等 ・ 建築物の床面積が300㎡未満 14,100円 ・ 建築物の床面積が300㎡以上 25,300円 等 ②住宅の新築時等において、長期優良住宅の認定等により省エネ基準への適合判定が比較的容易な場合における建築確認申請等の手数料を設定 ・ 一戸建ての住宅（200㎡未満） 20,600円 ・ 一戸建ての住宅（200㎡以上） 22,100円 等 ③住宅等の省エネ基準の適合義務化により、建物の強度を確認する構造計算が必要となる木造建築物の対象が拡大されたことに伴い、建築確認申請等における手数料の区分を改正 ・ 200㎡を超え 500㎡以内 → 200㎡を超え 300㎡以内 ・ 500㎡を超え1,000㎡以内 → 300㎡を超え1,000㎡以内 ④労務単価の上昇等に伴い、建築確認申請等における手数料を改正 ・ 100㎡以内 33,000円 → 38,000円 ・ 100㎡を超え200㎡以内 44,000円 → 50,000円 等 ⑤建築確認等を磁気ディスク等により申請する場合における手数料の減額規定を廃止 ・ 施行日 令和7年4月1日		

議案第18号	茨木市建築都市行政関係手数料条例の制定について	【審査指導課、建築調整課】
○ 法改正等を踏まえ、茨木市手数料条例で定める建築都市行政に係る手数料を整理するための条例の制定 ・ 主な制定内容 建築都市行政に係る手数料について、手数料条例から移行し、区分等をわかりやすく整理のうえ規定 ①対象手数料（茨木市手数料条例から移行） ・ 租税特別措置法関係手数料 ・ 都市計画法関係手数料 ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料 ・ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料 ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料 ・ マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係手数料 ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料 ・ マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係手数料 ②建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正等に伴い、対象手数料を改正 ア 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料 低炭素建築物新築等計画認定申請に係る手数料における評価方法の区分に「誘導基準併用法」を追加したことに伴う手数料を規定 など イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料 ・ 省エネ性能適合判定手数料に係る建物用途の区分に「一戸建ての住宅」及び「共同住宅等」を追加したことに伴う手数料を規定 ・ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に係る手数料における評価方法の区分に「誘導基準併用法」を追加したことに伴う手数料を規定 ・ 省エネ性能の認定制度の廃止に伴う認定申請に係る手数料の廃止 など ウ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料 長期優良住宅建築等計画認定時の確認申請等の申出を行う場合の手数料について、労務単価の上昇等を踏まえた改正 など ・ 施 行 日 令和7年4月1日		

議案第19号	茨木市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について【公園緑地課】
	○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴う所要の改正 ・ 改正内容 園路及び広場について定める規定において、引用する法律施行令の条ずれを改正 ・ 施 行 日 令和7年6月1日
議案第20号	茨木市青少年野外活動センター条例の一部改正について【社会教育振興課】
	○ 青少年野外活動センターにおける施設の使用区分を見直すための所要の改正 ・ 主な改正内容 第4キャンプ場の宿泊施設をロッジからテントに変更することに伴い、市外在住者の宿泊利用が可能となるよう改正 ・ 施 行 日 令和7年4月1日

議案第21号	ダムパークいばきた（風の丘ゾーン）の指定管理者の指定について 【北部整備推進課】
○ 施設の名称 ダムパークいばきた（風の丘ゾーン） ○ 指定管理者 涼樹園 Z e d d （構成団体 茨木市上穂積四丁目3番7号の10 株式会社涼樹園 ほか1団体） ○ 指定の期間 令和7年7月1日～令和17年3月31日（9年9か月）	

議案第22号	令和6年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第8号）			
○ 補正額 4,298,623 千円 （補正後 118,757,287 千円 － 補正前 114,458,664 千円）				
（歳 入）				
・ 市税	610,000千円	・ 分担金及び負担金	738千円	
・ 地方譲与税	△50,000千円	・ 使用料及び手数料	3,574千円	
・ 利子割交付金	24,000千円	・ 国庫支出金	1,127,539千円	
・ 配当割交付金	250,000千円	・ 府支出金	220,831千円	
・ 株式等譲渡所得割交付金	300,000千円	・ 財産収入	84,035千円	
・ 法人事業税交付金	150,000千円	・ 寄附金	74,685千円	
・ 地方消費税交付金	430,000千円	・ 繰入金	△394千円	
・ 環境性能割交付金	10,000千円	・ 諸収入	601,287千円	
・ 地方交付税	699,828千円	・ 市債	△237,500千円	
（歳 出）				
・ 人件費	241,814千円	・ 補助費等	596,438千円	
・ 物件費	436,608千円	・ 投資的経費	966,337千円	
・ 扶助費	1,731,553千円	・ その他の経費	325,873千円	
・ 継続費補正				
（変更）待機児童保育室整備事業		年割額変更	ほか4件	
・ 繰越明許費補正				
（追加）庁舎改修事業		63,179千円	ほか23件	
・ 債務負担行為補正				
（追加）ダムパークいばきた指定管理料（風の丘ゾーン）		380,000千円		
（変更）市民会館跡地エリア第二期整備事業者募集事業		2,805千円	期間・限度額変更	

議案第23号	令和6年度大阪府茨木市財産区特別会計補正予算（第1号）			
○ 補正額 1,090千円 （補正後 5,410,603千円 － 補正前 5,409,513千円）				
（歳 入）		（歳 出）		
・ 繰越金	△178千円	・ 諸支出金	837千円	
・ 財産収入	1,268千円	・ 繰出金	253千円	

議案第24号	令和6年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）		
○ 補正額 △28,289千円 （補正後 26,093,776千円 － 補正前 26,122,065千円）			
（歳 入）		（歳 出）	
・ 府支出金	△18,096千円	・ 総務費	△17,290千円
・ 繰入金	△17,290千円	・ 保健事業費	△18,096千円
・ 繰越金	7,097千円	・ 諸支出金	7,097千円
議案第25号	令和6年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）		
○ 補正額 74,366千円 （補正後 5,514,902千円 － 補正前 5,440,536千円）			
（歳 入）		（歳 出）	
・ 後期高齢者医療保険料	95,767千円	・ 総務費	△5,278千円
・ 繰入金	△21,401千円	・ 後期高齢者医療広域連合納付金	79,644千円
議案第26号	令和6年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）		
○ 補正額 △261,863千円 （補正後 23,135,674千円 － 補正前 23,397,537千円）			
（歳 入）		（歳 出）	
・ 介護保険料	△96,584千円	・ 総務費	△25,577千円
・ 国庫支出金	△25,550千円	・ 要介護認定費	△20,164千円
・ 支払基金交付金	△187,557千円	・ 保険給付費	△444,758千円
・ 府支出金	△104,916千円	・ 地域支援事業費	△29,431千円
・ 財産収入	40千円	・ 基金積立金	199,780千円
・ 繰入金	△87,982千円	・ 諸支出金	58,287千円
・ 繰越金	236,592千円		
・ 諸収入	4,094千円		

議案第27号	令和6年度大阪府茨木市下水道等事業会計補正予算（第1号）
○ 収益の収支 ・ 収入 65,680千円（補正後 7,175,785千円－補正前 7,110,105千円） ・ 支出 △26,953千円（補正後 6,301,410千円－補正前 6,328,363千円） ○ 資本の収支 ・ 収入 △428,814千円（補正後 2,555,221千円－補正前 2,984,035千円） ・ 支出 △243,449千円（補正後 4,789,717千円－補正前 5,033,166千円）	
議案第28号	令和6年度大阪府茨木市水道事業会計補正予算（第1号）
○ 収益の収支 ・ 収入 △5,697千円（補正後 5,934,148千円－補正前 5,939,845千円） ・ 支出 47,868千円（補正後 5,631,758千円－補正前 5,583,890千円） ○ 資本の収支 ・ 収入 △124,378千円（補正後 1,880,936千円－補正前 2,005,314千円） ・ 支出 △278,025千円（補正後 3,628,599千円－補正前 3,906,624千円）	
議案第29号	令和7年度大阪府茨木市一般会計予算
○ 予算総額 110,220,000千円（対前年度比 1.3%増） 前年度（6月補正後）108,765,225千円	

議案第30号	令和7年度大阪府茨木市財産区特別会計予算
○ 予算総額 5,308,089千円（対前年度比 1.9%減） 前年度（当初）5,409,513千円	
議案第31号	令和7年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計予算
○ 予算総額 24,640,079千円（対前年度比 5.7%減） 前年度（6月補正後）26,122,065千円	
議案第32号	令和7年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計予算
○ 予算総額 5,601,740千円（対前年度比 3.0%増） 前年度（当初）5,440,536千円	

議案第33号	令和7年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計予算
○ 予算総額 24,531,221千円（対前年度比 4.8%増） 前年度（当初）23,397,537千円	
議案第34号	令和7年度大阪府茨木市下水道等事業会計予算
○ 予算総額 10,401,170千円（対前年度比 8.5%減） 前年度（当初）11,361,529千円	
議案第35号	令和7年度大阪府茨木市水道事業会計予算
○ 予算総額 9,378,809千円（対前年度比 1.2%減） 前年度（当初）9,490,514千円	

茨木市企業立地促進条例の一部改正について

1 改正の背景

本市は、交通利便性や災害リスクの低さ等に加え、企業の進出にあたって重視される「従業員の確保（職住近接）」や「取引先との近接性」という面でも優位性があり、一定の企業進出が進んでいる。

制度創設以降、企業誘致策として広く運用してきた本制度について、近年の企業進出の動向等を踏まえ、選択と集中を図る観点から改正を行う。

2 改正の考え方

(1) 交付対象：「地域の中核となる企業」

本市への進出（新規立地）については、まちづくりや地域活性化の取組において市や地域との連携が期待できる本社機能を有する企業等に限定する。

なお、現在本市で操業されている企業については、市内での事業の継続・発展を支援するため、本社機能の有無にかかわらず、引き続き対象とする。

(2) 交付内容

企業の立地（建替え等）を促進する観点から、設備に対する交付要件を改正する。

また、他市の同制度も参考に交付期間を変更するとともに、1年度あたりの上限額を設定する。

3 主な見直しの内容

	現行	改正案
名称	茨木市企業立地促進条例	茨木市地域中核企業立地促進条例
対象者	・企業、社団法人、財団法人、独立行政法人、学校法人。 ただし、令和6年1月以降に新たに立地した、市外本社の物流業の企業は対象外。	・企業、社団法人、財団法人、独立行政法人 で市内に本社機能を有するもの ・学校法人、令和8年1月以前から本市に立地する企業等（本社機能が無くても対象。ただし物流業を除く。）
対象内容	<土地> 新規取得の敷地が500㎡以上 <建物> 新規、建替え、増築した延べ床面積が500㎡以上 <設備> 取得合計額が5,000万円以上	<土地> 新規取得の敷地が500㎡以上 <建物> 新規、建替え、増築した延べ床面積が500㎡以上 <設備> 新設、建替え、増築に伴ったもので、取得合計額が3,000万円以上 (既存事業所における設備更新は対象外)
交付額	・土地・建物の固定資産税・都市計画税相当額の1/2 ・設備に課される固定資産税相当額の1/2 ・上限なし	・土地・建物の固定資産税・都市計画税相当額の1/2 ・設備に課される固定資産税相当額の1/2 ・上限1億円/年度
交付期間	固定資産税等が初めて初めて課される年度から起算して5年間	固定資産税等が初めて初めて課される年度から起算して3年間

※地域中核企業

地域での活動や雇用に取り組むとともに、まちづくりや地域活性化に向けた取組において、市との連携や地域企業との協調が見込まれる企業。

※本社機能

企業等の経営方針における意思決定、経営資源の管理及び業務の統括等を行う機能。

令和6年度一般会計補正予算(第8号)総括表

(歳 入)

(単位：千円)

款	予 算 額	左 の 内 訳		備 考
		特 定 財 源	一 般 財 源	
1 市 税	610,000		610,000	個人市民税 337,499 法人市民税 335,842 固定資産税 △85,964
2 地 方 譲 与 税	△ 50,000		△ 50,000	
3 利 子 割 交 付 金	24,000		24,000	
4 配 当 割 交 付 金	250,000		250,000	
5 株式等譲渡所得割 交 付 金	300,000		300,000	
6 法人事業税交付金	150,000		150,000	
7 地方消費税交付金	430,000		430,000	
9 環境性能割交付金	10,000		10,000	
11 地 方 交 付 税	699,828		699,828	普通交付税
13 分担金及び負担金	738	738		老人保護措置費負担金 3,411 溜池等整備事業分担金 △2,394 バスターミナル利用分担金 △279
14 使用料及び手数料	3,574	△ 6,266	9,840	学童保育室利用料 10,637 行政財産の目的外使用料 5,591 廃棄物処分手数料 △23,572
15 国 庫 支 出 金	1,127,539	1,127,539		施設型給付費負担金 574,347 学校施設環境改善交付金 330,998 障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金 88,373
16 府 支 出 金	220,831	220,831		施設型給付費負担金 215,218 障害児施設措置費（給付費等）府費負担金 44,186 子育て支援施設等利用給付費負担金 △18,050
17 財 産 収 入	84,035	3,430	80,605	不動産売却収入 80,277
18 寄 附 金	74,685	14,306	60,379	一般寄附金 60,379 公民連携関係寄附金 14,300
19 繰 入 金	△ 394	△ 647	253	介護保険事業特別会計繰入金 △647 財産区特別会計繰入金 253
21 諸 収 入	601,287	123,851	477,436	駐車場工事費清算金 173,723 ボートレース企業団配分金 108,714 施設型給付費国庫負担金精算分 90,758
22 市 債	△ 237,500	△ 200,100	△ 37,400	駐車場施設整備債 △524,300 中学校給食センター整備債 △295,500 小学校校舎整備債 347,600
補 正 額 A	4,298,623	1,283,682	3,014,941	
補正前の予算額 B	114,458,664	48,239,570	66,219,094	
補正後の予算額 A + B	118,757,287	49,523,252	69,234,035	

令和6年度一般会計補正予算(第8号)総括表

(歳 出)

(単位：千円)

款	予 算 額	消 費 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費
		人 件 費	物 件 費	扶 助 費	補 助 費 等		
1 議 会 費	△ 6,447	△ 3,874	△ 1,970		△ 603		
2 総 務 費	338,444	307,639	67,807		△ 13,798	△ 23,204	
3 民 生 費	1,992,416	△ 43,417	51,714	1,728,921	428,016	△ 46,315	△ 126,503
4 衛 生 費	343,301	△ 2,681	52,271		203,803	△ 10,092	100,000
5 労 働 費	△ 1,541	△ 254	△ 1,177		△ 110		
6 農 林 水 産 業 費	△ 18,172	△ 1,136	△ 6,417			△ 10,649	30
7 商 工 費	△ 5,491	△ 475	△ 853		△ 4,163		
8 土 木 費	△ 246,419	△ 671	△ 5,541		△ 12,991	△ 327,352	100,136
9 消 防 費	△ 2,597	△ 2,331	7,635			△ 7,901	
10 教 育 費	1,652,919	△ 10,986	273,139	2,632	△ 3,716	1,391,850	
12 公 債 費	△ 25,694						△ 25,694
13 諸 支 出 金	277,904						277,904
補 正 額 A	4,298,623	241,814	436,608	1,731,553	596,438	966,337	325,873
補正前の予算額 B	114,458,664	20,643,898	22,363,127	32,962,568	12,761,194	11,275,344	14,452,533
補正後の予算額 A + B	118,757,287	20,885,712	22,799,735	34,694,121	13,357,632	12,241,681	14,778,406

補正予算（第8号）の内容について

1 基本方針

国の補正予算による補助金を活用する事業を実施するとともに、保育・教育施設の充実を図る取組を進めるほか、公共施設の利用環境の早期改善等を図る。

なお、財政健全化の取組として、基金の積立てや土地開発公社保有地の買戻しを行う。また、継続費補正や繰越明許費を設定するとともに、債務負担行為の設定等を行う。

2 内容

（1）国の補助金を活用する事業、制度変更等

（単位：千円）

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
教育環境の充実		1,258,146	1,215,598	42,548
小中学校トイレの環境改善（洋式化等） 〔繰越明許費〕 〔施設課〕	学校施設の環境改善を図るため、老朽化した小中学校トイレの改修（洋式化等）を行う。 工事 （穂積小、白川小、西小、西河原小、天王中、北陵中） 修繕 （春日丘小、玉櫛小、郡山小、彩都西小、西中、南中、北中） 【財源：国 109,755、市債 383,700】	534,693	493,455	41,238
小中学校の外壁及び屋上防水等の改修 〔繰越明許費〕 〔施設課〕	校舎の長寿命化及び安全な学校施設の整備を図るため、小中学校の外壁及び屋上防水等の改修を行う。 工事 （彩都西小、西陵中） 【財源：国 73,385、市債 243,200】	316,774	316,585	189
小中学校外周塀の改修 〔繰越明許費〕 〔施設課〕	安全・安心な教育環境の整備を図るため、小中学校の外周塀の改修を行う。 工事 （春日小、中条小、大池小、天王小、沢池小、三島中、西陵中） 【財源：国 115,000、市債 226,100】	341,592	341,100	492
中学校インターホンの整備等 〔繰越明許費〕 〔施設課〕	安全・安心な教育環境の整備を図るため、全中学校の通用門にインターホンの整備等を行う。 工事 【財源：国 32,858、市債 31,600】	65,087	64,458	629
災害用備蓄物資の充実		35,845	16,816	19,029
災害用備蓄物資の拡充 〔繰越明許費〕 〔危機管理課〕	発災初期の避難所における良好な生活環境を確保するため、大阪府備蓄方針の改定等を踏まえ、災害用トイレやパーテーション等の備蓄物資を充実する。 【財源：国 16,816】	35,845	16,816	19,029

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
制度改正への対応		4,919		4,919
新小中学生への学用品費の支給時期の変更 【学務課】	保護者の経済的負担の軽減を図るため、就学援助費において市立小中学校の入学後に支給している学用品費について、入学前に支給する入学準備金にあわせて支給する。 <支給時期> 3回/年 (7月、12月、3月) ⇒ 1回/年 (入学準備金と同時)	4,919		4,919

(2) 保育・教育施設の整備等

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
保育施設の整備		59,400		59,400
元こども健康センターにおける給食室の整備 【繰越明許費】 【保育幼稚園総務課】	公立保育所における給食室改修時において、持続的に当該保育所へ給食を搬送、提供できる体制を確保するため、元こども健康センターに給食室を整備する。	59,400		59,400
教育施設の整備		198,866		198,866
中学校プールの改修 【繰越明許費】 【施設課】	教育環境の充実を図るため、プールサイドの安全対策やバリアフリー対応に係る改修等を行う。 工事（豊川中、平田中）、手数料	180,936		180,936
青少年野外活動センターのシャワールームのリニューアル 【繰越明許費】 【社会教育振興課】	施設の利用環境の充実を図るため、青少年野外活動センターのシャワールーム脱衣所を改修する。	17,930		17,930

(3) 年度末までに不足する経費への対応

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
小中学校給食の食材料費の対応		67,811		67,811
小中学校給食賄材料費の増額 【学務課】	食材料費の物価高騰に対応するため、賄材料費を増額する。	67,811		67,811

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
生活保護費		228,749		228,749
生活保護費の増額 【生活福祉課】	生活保護受給者の医療扶助費等の増加に伴い、生活保護費を増額する。	228,749		228,749
自立支援給付費		149,262		149,262
障害福祉サービスに係る自立支援給付費の増額 【障害福祉課】	障害福祉サービス利用者数の増や報酬改定等に伴い、障害者自立支援給付費を増額する。	149,262		149,262
施設型・地域型保育給付費		1,238,457	841,890	396,567
施設型・地域型保育給付費負担金の増額 【保育幼稚園事業課】	公定価格の改定等に伴い、施設型給付費負担金等を増額する。 【財源：国 603,601、府 238,289】	1,238,457	841,890	396,567
私立保育所等運営補助金等		161,883		161,883
私立保育所等運営補助金等の増額 【保育幼稚園事業課】	加配保育士の増員や一時預かり利用者の増加に伴い、私立保育所等運営補助金等を増額する。	161,883		161,883
予防接種		102,051		102,051
HPVワクチン接種費用の増額 【子育て支援課】	HPVワクチン接種件数等の増加に伴い、接種に係る委託料を増額する。	102,051		102,051
ふるさと寄附金		15,518		15,518
ふるさと寄附金業務委託料の増額 【まち魅力発信課】	ふるさと寄附金の増加に伴い、返礼品対応等に係る委託料を増額する。	15,518		15,518

(4) 公共施設の利用環境の早期改善

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
公共施設の改修		142,190		142,190
公共施設の設備等の改修 〔繰越明許費〕 〔総務課、地域コミュニティ課、文化振興課、スポーツ推進課、人権・男女共生課、健康づくり課、消防総務課〕	利用環境の早期改善等を図るため、公共施設の空調更新やエレベーター設備等の改修を行う。 ・庁舎、三島コミュニティセンター、生涯学習センター、五十鈴市民プール、西河原市民プール、豊川いのち・愛・ゆめセンター、沢良宜いのち・愛・ゆめセンター、保健医療センター、北辰分署、西河原分署	142,190		142,190
教育施設等の改修		184,992	1,069	183,923
幼稚園・小中学校の設備の改修 〔繰越明許費〕 〔保育幼稚園総務課、施設課〕	教育施設の早期改善を図るため、経年劣化がみられるエレベーター改修や屋上防水等を行う。 【財源：国 1,069】	145,132	1,069	144,063
小学校における遊具等の更新等 〔繰越明許費〕 〔施設課〕	安全・安心な教育環境を整備するため、老朽化した小学校の遊具更新等を行う。	39,860		39,860
駐車場の改修		7,657		7,657
阪急茨木北口駐車場におけるPCB汚染物処分等の実施 〔繰越明許費〕 〔交通政策課〕	阪急茨木北口駐車場におけるPCB汚染物について、段階的な処分等を実施する。	7,657		7,657

(5) 将来に向けた財政健全化等の取組み

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
基金の充実		200,000		200,000
特定目的基金の積立 〔環境事業課、市街地新生課〕	将来の財政負担等に備え、基金への積立てを行う。 ・衛生処理施設整備等基金：100,000 ・駅周辺再整備基金：100,000	200,000		200,000

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
土地開発公社保有資産の買戻し		418,793	371,763	47,030
土地開発公社保有資産の買戻し 【道路課】	将来の財政負担等に備え、土地開発公社保有資産の買戻しを行う。 ・駅前太中線（第2工区） 【財源：国 71,863、市債 299,900】	418,793	371,763	47,030

(6) 継続費・繰越明許費・債務負担行為

(単位：千円)

事業	内容等	設定額
継続費		
保育所整備事業 【保育幼稚園総務課】	契約確定に伴い、年割額を変更する。 【期 間】 令和6年度～令和7年度 【補正前】 【総 額】 162,880 【年割額】 (R6) 97,720 (R7) 65,160 【補正後】 【総 額】 162,880 【年割額】 (R6) 64,000 (R7) 98,880	—
待機児童保育室整備事業 【保育幼稚園総務課】	契約確定に伴い、総額及び年割額を変更する。 【期 間】 令和5年度～令和6年度 【補正前】 【総 額】 289,316 【年割額】 (R5) 115,720 (R6) 173,596 【補正後】 【総 額】 287,543 【年割額】 (R5) 115,720 (R6) 171,823	△1,773
J R総持寺駅周辺整備事業 【道路課】	契約確定に伴い、総額及び年割額を変更する。 【期 間】 令和5年度～令和6年度 【補正前】 【総 額】 144,000 【年割額】 (R5) 48,660 (R6) 95,340 【補正後】 【総 額】 125,636 【年割額】 (R5) 48,660 (R6) 76,976	△18,364
J R総持寺駅周辺整備事業 (その2) 【道路課】	契約確定に伴い、年割額を変更する。 【期 間】 令和6年度～令和7年度 【補正前】 【総 額】 110,000 【年割額】 (R6) 44,000 (R7) 66,000 【補正後】 【総 額】 110,000 【年割額】 (R6) 35,900 (R7) 74,100	—
阪急茨木北口駐車場改修事業 【交通政策課】	契約解除に伴い、継続費を精算する。 【期 間】 令和5年度～令和6年度 【補正前】 【総 額】 861,012 【年割額】 (R5) 277,840 (R6) 583,172 【補正後】 【総 額】 277,840 【年割額】 (R5) 277,840 (R6) 0	△583,172

(単位：千円)

事業	内容等	設定額
繰越明許費		
庁舎改修事業 【総務課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	63,179
災害用備蓄物資整備事業 【危機管理課】	国の補正予算を活用する事業で、年度内に事業が完了しないため。	35,845
コミュニティセンターエレベーター改修事業 【地域コミュニティ課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	14,942
生涯学習センター改修事業 【文化振興課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	13,144
五十鈴市民プール改修事業 【スポーツ推進課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	9,621
西河原市民プール改修事業 【スポーツ推進課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	19,488
豊川いのち・愛・ゆめセンター改修事業 【人権・男女共生課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	10,753
沢良宜いのち・愛・ゆめセンター改修事業 【人権・男女共生課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	3,500
元こども健康センター給食室設置事業 【保育幼稚園総務課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	59,400
保健医療センター空調設備改修事業 【健康づくり課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	7,318
伴走型出産・子育て応援交付金システム改修事業 【子育て支援課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	1,507

(単位：千円)

事業	内容等	設定額
道路新設・改良事業 (単独) (阪急茨木市 駅周辺渋滞対策・駅前 広場改良) 【道路課】	事業の進捗に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	20,000
耐震対策推進事業補助 事業 【居住政策課】	国の補正予算を活用する事業で、年度内に事業が完了しないため。	14,000
山間部移動手段検討支 援事業 【交通政策課】	事業進捗に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	4,136
阪急茨木北口駐車場改 修事業 【交通政策課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	7,657
駐車場営繕事業(南茨 木駅前自転車駐車場) 【交通政策課】	事業者の工事計画の変更により、年度内に事業が完了しないため。	25,104
消防庁舎設備改修事業 【消防総務課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	7,635
小学校維持管理事業 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	153,403
小学校営繕事業 【施設課】	国の補正予算を活用する事業で、年度内に事業が完了しないため。	658,032
中学校維持管理事業 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	58,805
中学校営繕事業 【施設課】	国の補正予算を活用する事業で、年度内に事業が完了しないため。	559,478
中学校維持補修事業 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	180,936
西幼稚園ブロック塀改 修事業 【保育幼稚園総務課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	13,420

(単位：千円)

事業	内 容 等	設定額
青少年野外活動センター改修事業 【社会教育振興課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	17,930
債務負担行為		
ダムパークいばきた（風の丘ゾーン）指定管理料 【北部整備推進課】	ダムパークいばきた風の丘ゾーンの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 [期 間] 令和7年度～令和16年度 [限度額] 380,000千円	380,000
市民会館跡地エリア第二期整備事業者募集事業 【公園緑地課】	事業進捗の変更を踏まえ、債務負担行為の期間及び限度額を変更する。 [期 間] 令和6年度～令和7年度 ⇒ 令和6年度～令和8年度 [限度額] 13,750千円 ⇒ 16,555千円	2,805

(7) 特別会計等

(単位：千円)

事業	内 容 等	事業費
特別会計等		
財産区特別会計 (補正第1号) 【財産活用課】	大字太田ノ内高田財産区財産の売払に伴う財産区不動産売払収入の増など [歳入] 繰越金 △178 財産収入 1,268 [歳出] 諸支出金 837 繰出金 253	1,090
国民健康保険事業 特別会計 (補正第2号) 【保険年金課】	特定健康診査の受診減に伴う保健事業費の減など [歳入] 府支出金 △18,096 繰入金 △17,290 繰越金 7,097 [歳出] 総務費 △17,290 保健事業費 △18,096 諸支出金 7,097	△28,289
後期高齢者医療事業 特別会計 (補正第1号) 【保険年金課】	保険料の増に伴う広域連合納付金の増など [歳入] 後期高齢者医療保険料 95,767 繰入金 △21,401 [歳出] 総務費 △5,278 後期高齢者医療広域連合納付金 79,644	74,366
介護保険事業 特別会計 (補正第1号) 【長寿介護課】	居宅介護サービス等の減に伴う保険給付費の減など [歳入] 介護保険料 △96,584 国庫支出金 △25,550 支払基金交付金 △187,557 府支出金 △104,916 財産収入 40 繰入金 △87,982 繰越金 236,592 諸収入 4,094 [歳出] 総務費 △25,577 要介護認定費 △20,164 保険給付費 △444,758 地域支援事業費 △29,431 基金積立金 199,780 諸支出金 58,287	△261,863

(単位：千円)

事業	内容等	事業費
下水道等事業会計 (補正第1号) 【下水道総務課、下水道施設課】	【収益的収支】 他会計負担金の増、ポンプ場費の減など (収入) 65,680 (支出) △26,953 【資本的収支】 企業債の減、公共下水道整備事業費の減など (収入) △428,814 (支出) △243,449	△270,402
水道事業会計 (補正第1号) 【水道総務課】	【収益的収支】 消費税及び地方消費税の還付金の減、納付額の増など (収入) △5,697 (支出) 47,868 【資本的収支】 企業債の減、工事費の減など (収入) △124,378 (支出) △278,025	△230,157